

沖縄県教育委員会職員（船員等）採用選考試験【追加】実施要項

沖縄県教育委員会

<主なスケジュール>

- ・応募締切 …… 令和4年12月23日（金） ※ただし、採用内定者を決定次第募集を締め切る。
- ・試験日時 …… 出願書類の受理後、受験票にて通知する。
- ・合格発表 …… 令和5年1月予定

1 目的

この試験は、沖縄県教育委員会職員（船員等）の採用に当たり選考の資料とするため実施する。

2 船員等（乗組員）として求められる人物像

- 人間性豊かで、規律・秩序を重んじ、船員等（乗組員）としての使命感と生徒への深い教育的愛情を有する者
- 職務遂行に必要な専門的知識・技術を有し、実践力のある者
- 豊かな体験と幅広い教養を身につけようとする姿勢と向上心があり、常に学び続ける意欲のある者
- 実習船勤務が可能な心身ともに強健な者

3 採用職種及び採用予定者数等

| 職種 | 採用予定者数 | 職務の内容 | 勤務予定先 |
|-----|--------|-------------------|------------------|
| 機関士 | 1名程度 | 実習船の機関に関する業務に従事する | 沖縄県立 沖縄水産高等学校 |
| 甲板員 | 1名程度 | 実習船の甲板に関する業務に従事する | |

4 受験資格

| 職種 | 年齢・資格等 |
|-----|---|
| 機関士 | ○昭和38年4月2日以降に生まれた者。 ○5級海技士（機関）以上の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。 ※3級海技士（機関）以上の資格を有する者は加点对象とする。 |
| 甲板員 | ○昭和38年4月2日以降に生まれた者。 |

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 本国籍を有しない者で永住者等日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

<地方公務員法（抜粋）>

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 出願手続き

(1) 出願書類の作成

| | |
|------------|--|
| 様式の 入手先 | 沖縄県教育委員会ホームページ 「教職員採用等」>「令和4年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）採用選考試験」 http://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/saiyo/index.html |
| 作成方法 | <p>ア 出願に必要な書類のダウンロードおよび印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県教育委員会ホームページより、「受験願書」「受験票」「写真票」「出願書類提出様式」のそれぞれの様式および「受験願書等作成要領」をダウンロードし、各自のプリンタで印刷する。 ・書類は、一般的なA4サイズのコピー用紙等の白紙に印刷し、色つきの用紙や厚紙は使用しないこと。 <p>イ 書類の記入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願に必要な書類の記入や写真・切手の貼付等の作業を行う。 ※詳細は、別添の「受験願書等作成要領」を参照すること。 <p>ウ 書類の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 出願書類の提出」に従って、書類を提出すること。 |

(2) 出願書類の提出

| | |
|------|---|
| 提出方法 | <p>ア 「特定記録」または「簡易書留」で郵送のみ受け付ける。</p> <p>イ 封筒のうら面には、「船員等受験願書在中」と朱書きする。</p> |
| 提出宛先 | 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県教育庁 学校人事課 服務・選考試験班 |
| 提出書類 | <p>ア 受験願書 ※写真票と同じ写真を貼付</p> <p>イ 受験票 ※郵便はがきに所定の様式を表裏とも貼付。63円分の切手も貼付</p> <p>ウ 写真票 ※受験願書と同じ写真を貼付</p> <p>エ 資格証明書の写し 受験願書の「4 免許・資格等」に記載した証明書等の写し。</p> <p>※詳細は受験願書等作成要領を参照すること。 ※受験願書の「写真欄」と写真票の「写真欄」に、受験願書提出の6ヶ月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を貼り付けること。写真の裏面には氏名を記入すること。 ※自分でプリンタを使用し写真を印刷する際には、写真用紙を利用すること。普通紙への印刷やプリントシールの利用は認めない。また、写真は本人確認に使用するため、写真の補正等を行わないこと。</p> |
| 注意事項 | <p>ア 角形2号封筒（縦33.2cm×横24cm）に、別添の「出願書類提出様式」をはがれないように貼付し、出願者の住所、氏名を記入し、出願に必要な書類をすべて入れて送付すること。</p> <p>イ 「特定記録」または「簡易書留」は郵便局の窓口でのみ引き受けており、ポストに投函することはできないので注意すること。</p> <p>ウ 出願最終日に郵送する場合には、「簡易書留」の「速達」で送付すること。</p> <p>エ 書類が到着したか否かの問い合わせには応じない。各自で追跡サービス等を利用して確認すること。</p> |

(3) 受験票の発送

提出された書類について受験資格等を審査し、不備がなければ1～2週間後をめどに受験票に受験番号を付して返送する。受験票の発送をもって受験願書受理通知とする。

6 選考試験

(1) 選考方法

- ① 論文試験 100点 ② 面接試験 150点
- ③ 特定の資格等を有する者を対象にした加点（機関士のみ） 20点

(2) 試験日程及び試験会場

| | |
|------|--------------------------------------|
| 試験日時 | 出願書類の受理後、受験票にて通知する。 |
| 試験会場 | 出願書類の受理後、受験票にて通知する。 |
| 試験日程 | ① 諸注意（10分） ② 論文試験（50分） ③ 面接試験（20分程度） |

(3) 合格発表時期及び結果の通知

令和5年1月予定

沖縄県教育委員会ホームページに合格者の受験番号を掲載し、合格者には合格通知を送付する。

7 候補者名簿への登載及び採用

- (1) 合格者は、令和5年度沖縄県教育委員会職員（船員等）採用候補者名簿に登載され、原則として令和5年4月に採用する。
- (2) 欠員の状況等によっては、令和4年度内に採用を行う場合もある。
- (3) 採用者数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定するため合格しても採用されないことがある。
- (4) 本選考には補欠合格があり、最終合格者が辞退した場合は、補欠合格者が繰上げで合格となる場合もある。
- (5) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、出願書類に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格及び採用を取り消す。

8 注意事項

(1) 出願・受験資格

- ア 提出書類は一切返却しない。
- イ 提出書類等は、記入要領を熟読の上、正確に入力・記入すること。
- ウ 下記に該当する場合は願書を受理しない。
 - 提出書類に不備があるもの。
（受験願書署名欄に日付・署名がない。受験願書・写真票に写真貼付がない等）
 - その他、受験願書記入要領等に記載している事項を遵守していないもの。
- エ 受験願書の提出後は、受験職種の変更その他一切の内容変更・修正は受け付けない。また、願書の再提出も受け付けない。
- オ 提出書類に虚偽又は不正の事実があった場合は受験を認めない。また、後日発覚した場合には合格後であっても合格及び採用を取り消す。
- カ 令和5年3月31日までに必要な受験資格を取得できない場合は、合格を取り消す。

(2) 試験について

- ア 試験実施期間中における受験者及び試験係員以外の者の許可なき会場立ち入りを固く禁ずる。
- イ 試験全体を通じて、特別の許可がある場合を除き、試験会場内への車の乗り入れ、送迎のための会場内での車の乗り降りは禁止する。周辺での乗り降りについても、近隣の迷惑にならないよう注意すること。
- ウ 試験会場周辺への路上駐車、近隣施設への無断・迷惑駐車を禁ずる。特に試験終了時に迎える車を近くで待機させることは、近隣の迷惑になるので固く禁ずる。
- エ 筆記試験、適性検査及び論文試験の持ち物は、次の通りとする。

| |
|--|
| 受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム |
| 上記のほかに、試験時間中に机の上に置いてよいもの ・シャープペンシル ・鉛筆削り（手動、小型のもの。ナイフ不可） ・眼鏡 ・目薬 |

・タオル（ハンカチ） ・ティッシュペーパー（携帯用のもの）
・時計（小型のものに限る。辞書や電卓の機能があるものや音が出るもの、スマートウォッチ（腕時計型情報端末）は不可）
※ウェアラブル端末は、種類に係わらず一切不可。

オ 試験当日、受験生は会場内ではスマートフォンや携帯電話及びウェアラブル端末の電源を切ること。また、試験会場内で録音・録画・撮影・通信・通話等が可能な電子機器を使用することを禁ずる。

カ 試験会場内及びその周辺はすべて禁煙とする。

キ 試験会場で出たゴミは持ち帰ること。

ク 試験中のけが等について、会場では応急処置のみを行うので、各自、万一の事態に備えるほか、必要に応じて保険に加入するなどの準備を行うこと。

(3) その他

ア 実施要項に関する事、その他試験に関する問い合わせについては、受験する本人が直接行うこと。ただし、実施前の試験内容に関する事についての問い合わせには一切応じない。

イ 試験科目のうち著しく低い点数の科目がある者は、その他の科目の点数に関わらず不合格とすることがある。

ウ 試験に際し、配慮が必要なことがある場合は、事前に申し出ること。

エ 不合格者への結果通知は行わないので、各自で沖縄県教育委員会ホームページを確認すること。

オ 合格後に船員法第 83 条に示された健康証明書を持たない者は合格を取り消す。

※ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）（抄）

第 83 条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

9 勤務条件、採用予定時期等

(1) 給与諸手当

令和 4 年 4 月 1 日現在の初任給（高卒の場合）は、下記の通りであるが、経歴その他に応じて、この額以上になる場合もある。他に扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。ただし、給与改定により変動する可能性がある。

・機関士 175,200 円程度 ・甲板員 171,100 円程度

(2) 採用予定日

令和 5 年 4 月 1 日 ※欠員の状況等によっては、令和 4 年度内に採用を行う場合もある。

10 試験結果の開示

試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、口頭による開示請求をすることができる。なお、電話、ファクシミリ、はがき等による開示請求はできない。（開示請求に関するお問い合わせは可能）開示請求期間は、合格発表の日から 1 月を経過する日までとする。

11 本試験に関するお問い合わせは下記まで

沖縄県教育庁学校人事課 服務・選考試験班

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 13 階）

TEL 098-866-2730 FAX 098-866-2724